

林業公社だより

第4号



林業公社との分収契約地に关心を！

分収林造林事業は長期間にわたり林業公社が森林施業をしているため、土地所有者の方々が森林の状況などへの関心が薄れしていくこともあります。林業公社では「公社だより」を通じて土地所有者の方々に林業公社の活動をお知りいただくとともに、所有地の森林に対する関心を高めていただきたいとお願いします。

公社では「経営改善集中実施プラン」(平成20年9月1日発刊 「林業公社だより」第1号に掲載)を策定し、平成20年度から5年間、収入間伐の推進や分収率の見直しなどの経営改善を進めています。

発行(社) 長野県林業公社
理事長 阿部 守一
〒380-0831
長野市大字中御所字岡田30-16
TEL 026-228-7211
FAX 026-228-1200
メールアドレス
kousya@nagarin.or.jp
ホームページ
<http://www.nagarin.or.jp>

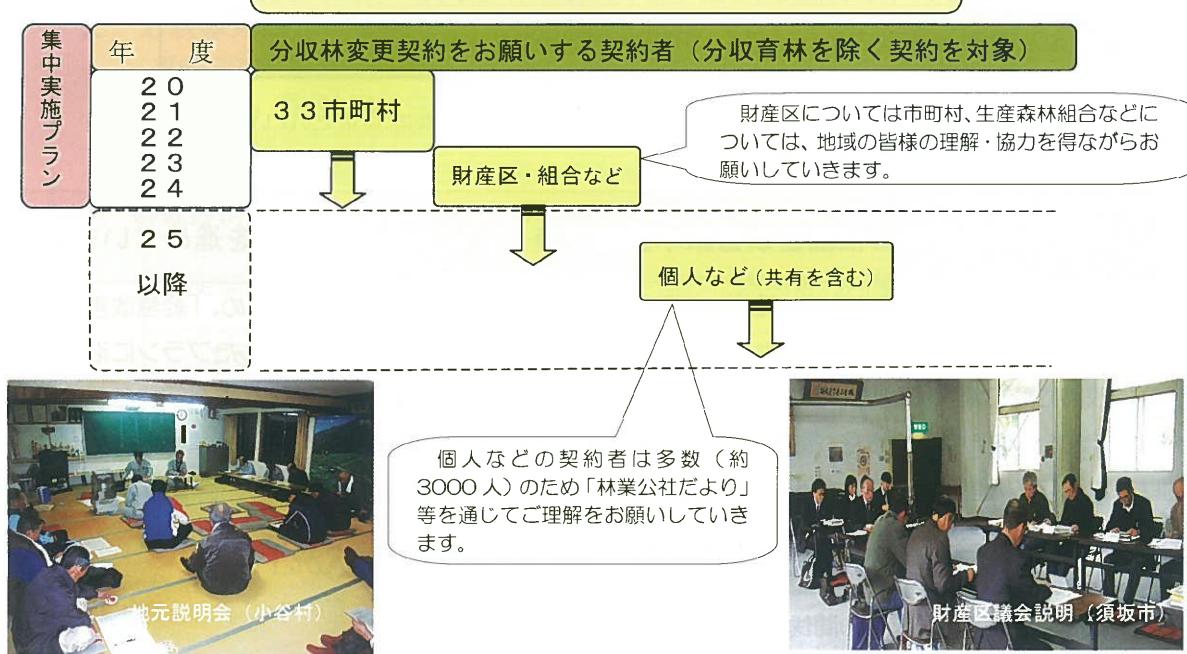


15市町村との分収造林変更契約（分収率）を済ませました。 ご協力ありがとうございます。

(平成23年度末・確定数)

土地所有者が市町村である契約であっても、実質的に地元の区等が管理等を行っている契約地があり、それらの関係者にご承諾をいただくため、地元説明会などを開催しています。

これから進め方



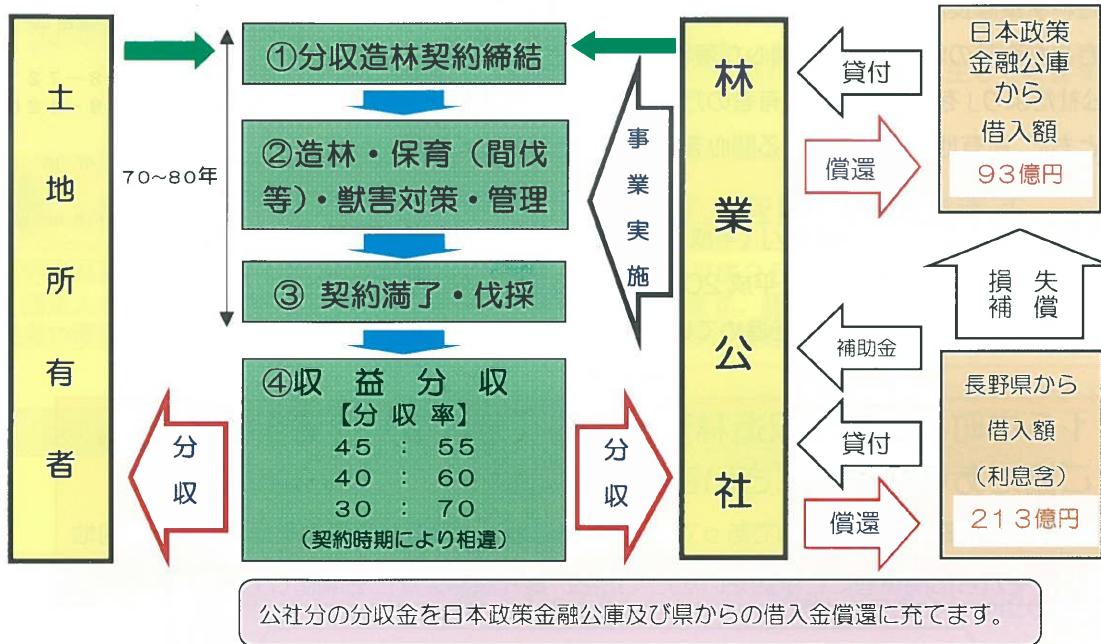
列状間伐による間伐材搬出

高性能林業機械を活用して列状に間伐することで、作業の能率向上、コストの低減が図られ、収益の確保に有利となる。



分収造林事業の仕組みはお分かりですか？

分収造林は所有者に土地を提供していただき、造林・保育（間伐など）の森林施業を林業公社の費用負担で実施しています。その資金は「日本政策金融公庫」と「長野県」からの借入金で賄っています。契約満了・伐採、収益分収に至るまでは70～80年の期間を要します。林業公社の経営は厳しい状況ですが、良好な森林を育てるためには間伐などの森林の手入れを怠ることはできません。



◎ 「経営改善集中実施プラン 分収率見直しの推進」とは「④収益分収」における「分収率」の土地所有者45、40を30に見直しさせていただくことです。皆様方のご理解をお願いします。

◎ 「②造林・保育（間伐等）等に要する費用は林業公社が負担し、土地所有者の負担はいたたいていません。



「(社) 長野県林業公社経営改善集中実施プラン」による経営改善を進めています

多額の借入金を持つ公社が皆様方と契約した森林の整備を継続して実施していくため、「経営改善の推進」が強く求められています。当公社では「林業公社だより第一号」でお知らせしたプランに沿って、経営改善に取り組んでいます。このプランの中の長期収支予測では、契約がすべて終了する平成88年において約27億円の債務が残る計算ですが、将来の収益の改善、森林の公益的機能の発揮などに向けてさらなる経営改善の努力をしてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

「経営改善集中実施プランの概要と進捗状況」

1 収入間伐の推進

契約期間満了するまでの間伐によって収入を得ます。



◎進捗状況

23年度においては有利な補助事業の「林業再生基盤整備事業」によって作業道の開設を進めながら収入間伐を計画どおり実施することができました。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	計
計 画	50	50	50	65	80	295ha
実 績	32	0	18	65		115ha

高性能林業機械による列状間伐



① タワーヤーダ（キャタピラー移動のケーブルクレーン）を作業道に据え付ける。林内にワイヤーロープを張る。主索はなく、ケーブルクレーンよりも索張りが簡易。



② タワーヤーダのワイヤーロープで間伐材を作業道に引き出す。



③ プロセッサ（枝落とし、玉切）で材を一定の長さに揃えて集積する。機械先端にチェーンソーが付いている。



④ 列状間伐が終わった列。残存木にシートを巻きつけて痛めないようにする。

2 分収率見直しの推進

平成 20 年度から 3 年間で市町村（対象 33 市町村 144 団地）との分収率について、公社の率（55、60）を 70 へ引き上げ、続いて 4 年目から市町村以外（団体、個人など）の契約者との分収率を見直す計画です。平成 23 年度から財産区などとの分収率の見直しを始めています。土地所有者の方々のご理解とご協力をお願いします。

◎進捗状況

変更契約締結済み	契約変更の同意に向けた説明等の対象
15 市町村	18 市町村、28 財産区等（H23 から）

3 森林評価と木材生産不適地対策の推進

獣（ニホンジカなど）による食害などの被害が発生している地域においては、林木の獣害等の防除対策の充実が課題です。

激害地の契約解除を行う場合には、造成のために借り入れた資金の返済が必要となり、その財源の確保が課題です。

◎進捗状況（被害調査等を実施した箇所数）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	計
計 画	30	40	50	60	72	252 団地
実 繫	30	51	74	96		251 団地

* 平成 20 年度 4 件、平成 21 年度 4 件、平成 22 年度 4 件の成林の見込みがない獣害被害地の契約解除をしました。

4 長伐期化の推進

大きな径の木に育て、森林の蓄積を増やすため、50年、60年の当初契約期間を80年に延長しています。そのためには契約者と変更契約を締結する必要がありますが、契約してから長期間が過ぎているため、相続等で現在の所有権者の確認が困難な場合が多く見受けられます。土地所有者の皆様には変更契約への御協力をお願いします。

◎進捗状況

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	計
計 画	53	46	50	50	50	249囝地
実 績	36	57	38	44		175囝地



平成22年度事業実績及び23年度実績見込み

事 業 内 容 (ha)	22年度	23年度
復旧造林	0	0
補植	0	0
下刈	9	5
除伐 (広葉樹・不良主木等の除去)	276	210
除間伐 (除伐及び主林木の本数調整)	163	79
間伐	117	2
収入間伐	18	65
巻枯らし	0	0
つる切	43	33
くず枯殺他	0	0
枝打	362	325
獣害防除	378	413
作業道開設 (m)		1,437
作業道補修 (m)	340	1,548
歩道刈払い (m) (改築・補修等)	0	1,200
シカ防護柵 (m)	0	0
森林整備地域活動支援事業		
作業道等維持管理 (m)	40,904	6,277
歩道等維持管理 (m)	6,580	0
林業再生基盤整備事業 (作業道開設 m)	4,154 (前年度繰越含む)	4,776 (前年度繰越含む)
事業費 (千円)	356,986 (前年度繰越含む)	435,052 (前年度繰越含む ・当初予算額)

事業内容

契約地では適期に森林の手入れ(除伐、間伐等)を行っています。

事 業 費

政策金融公庫、県からの借入金、国・県の補助金で賄っています。
借入金の状況(平成22年度末)

政策金融公庫	長 野 県	計
93億円	213億円(利息含)	306億円

県の貸付条件緩和などの支援を受けており、現在の県貸付金は無利子です。

ツキノワグマやニホンジカによる皮剥ぎの被害が増大して深刻な状況です。



県内生息数： 1,919～7,348頭



約 105,000 頭

クマによる剥皮被害(壳木村)



剥皮被害防止対策(テープ巻き・泰阜村)





「林業再生基盤整備事業」により作業道が9路線、完成しました。

平成21年度から定額補助方式の「林業再生基盤整備事業」を導入して作業道の開設工事を進めてきました。



平成23年度 御射山線 伊那市西箕輪



平成23年度 治工門林線 伊那市高遠町

林業再生基盤整備事業実績

(作業道等開設 平成21年度～平成23年度)

地区	市町村	路線名	延長 m
上伊那	伊那市	御射山線	1,840
		治工門林線	1,518
		夏ヶ入線	490
下伊那	飯田市	樅谷線	656
		平谷村	白沢線
松本	松本市	桧峰線	995
長野	長野市	十八部落線	589
		十八部落②線	809
北信	栄村	上ノ原線	1,000
計		9路線	8,930



地域・林業関係団体との協力

長野県内では、ツキノワグマやニホンジカにより、スギやヒノキ、カラマツなどの樹皮の剥皮被害や食害が拡大しています。当公社の分収林にも大きな被害が発生しています。こうした被害は森林所有者の林業経営の意欲を大きく損ない、森林整備の放棄等による林地の荒廃が懸念されます。

このため、県林業団体協議会が平成23年8月に県知事及び関係機関に対して「長野県の森林・林業・木材産業等に関する要望書」を提出しましたが、その中で、当公社契約地を含めた森林の「野生鳥獣被害対策の強化」が要望されました。

そのほか、森林経営のための路網整備を地域関係者と連携して取り組むため、木曽地区では徳音寺林野利用農業協同組合ほか2団体とともに平成23年9月に木曽町及び関係機関に林道開設（延長）の要望を行いました。

知事要望（平成23年8月）





森林・林業をめぐる最近の話題

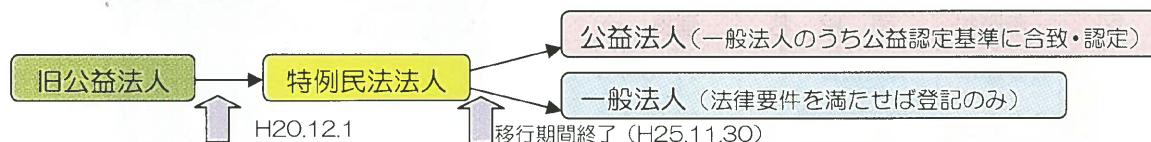
◎「森林・林業再生プラン」

- 平成 21 年度 : 農林水産省は「森林・林業再生プラン～コンクリート社会から木の社会へ」を発表
(10 年後の木材自給率 50% を目指す。)
- 平成 22～ : 森林法が改正され、森林施業計画に代わる「森林經營計画制度（森林の面的な集約化・路網等の計画的な路網整備や搬出間伐のさらなる促進を目的とする。）」搬出間伐を主体とした補助金制度に移行（森林管理・環境保全直接支払制度）
- 平成 23 年度 : 「森林經營計画」による森林造成事業の実施
地域の所有者と連携して「森林經營計画」の作成が必要な場合も生じてきますので、宜しくお願ひします。



平成 24 年度中に「公益社団法人認定」を目指しています。

長野県林業公社は公益性の高い森林造成事業を行っており、平成 25 年度からは新制度における公益社団法人として活動できるよう、移行申請の準備を進めています。認定に向けて平成 24 年度は臨時総会や理事会の開催を予定しているので、社員の皆様方にはご協力を宜しくお願いします。



長野県林業公社役員名簿 (平成 23 年 5 月総会 任期 H23.5.24～H26.5.23)

(H24.3.31 現在)

(注) 任期は公益社団法人等へ移行する時点で変更となります。

役職名	氏名	他の職名
理事長	阿部 守一	長野県知事
副理事長	山口 和茂	
専務理事	小林 直樹	林業公社事務局長
理事	久米 義輝	長野県林務部長
〃	藤巻 進	軽井沢町長
〃	宮原 豪	青木村長
〃	矢ヶ崎 克彦	辰野町長
〃	柳島 貞康	大鹿村長
〃	田上 正男	上松町長
〃	中村 武雄	朝日村長
〃	平林 明人	松川村長
〃	久保田 勝士	高山村長
〃	富井 俊雄	野沢温泉村長
〃	大日方 英雄	長野県森林組合連合会顧問
監事	内村 孝英	税理士
〃	松村 増登	壳木村長
〃	田中 勝巳	木曾町長